

令和5年9月25日

第3回村上市農業委員会会議録

第3回村上市農業委員会定例会を令和5年9月25日午前9時00分村上市神林支所3階大会議室、村上農村環境改善センター会議室、荒川支所2階研修室、朝日支所2階第2会議室、山北支所相談室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

2番	大野章	3番	菅原隆雄
4番	高橋大亮	5番	遠山和孝
7番	斎藤博	8番	稲葉浩之
9番	阿部正一	11番	板垣栄一
13番	島田幸男	14番	田村昭一
15番	佐藤裕介	16番	加藤孝平
17番	佐藤健吉	18番	大倉毅
19番	富樫与志栄	20番	富樫あゆみ

2. 欠席委員は次のとおりである。

1番	石山章	6番	遠藤俊樹
10番	佐藤昌夫	12番	船山寛

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	高橋雄大
事務局 次長	中村宣信
事務局 副参事	小田雄介
事務局 副参事	近藤和久

5. 午前9時00分

高橋局長

それでは、ただいまから第3回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は3名です。議席番号1番、石山章委員、議席番号6番、遠藤俊樹委員、議席番号12番、船山寛委員からの欠席の報告を受けております。よって、本日の出席委員は16名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により本日の総会は成立いたします。また、本日は、会長が欠席となりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項に基づき、板垣職務代理者により総会の議事進行をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして板垣職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

板垣職務代理

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、板垣職務代理よりお願いをいたします。

板垣職務代理

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては私が行いますが、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

板垣職務代理

異議なしと認め、議席番号5番、遠山委員、議席番号7番、斎藤委員のお二方をお願いをいたします。

（両委員了承）

板垣職務代理

それでは、議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。お願いします。

小田副参事

それでは、議案書をめくっていただきまして、1ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、交換が2件、売買が1件、合わせまして3件でございます。

それでは、番号1番からご説明いたします。交換案件でございます。番号1番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積512平米、契約の種別、所有権の移転、交換でございます。

それに対します交換する農地ですが、番号2番になります。譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、

地目、田1筆、地積468平米、契約の種別、所有権の移転、交換でございます。こちら番号1番の農地と交換し、耕作をしやすくしたいものでございます。

続きまして、番号3番、売買の案件でございます。番号3番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑3筆、地積482平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

場所の説明をいたします。ページをめくっていただきまして、2ページ御覧ください。こちら朝日地区の大場沢集落でございます。ページ左側へ行きますと国道7号がございます。ページ右側が大場沢集落となります。集落の左下側に2筆太く囲っている場所がございます。こちらが議案第1号、番号1番及び2番の交換をいたします箇所でございます。

続きまして、3ページ御覧ください。朝日地区の檜原集落でございます。ページの右上から左下へ延びているのが国道7号、県道檜原黒田線とのぶつかり付近に3筆太く囲った場所がございます。こちら議案第1号、番号3番の位置図でございます。以上で場所の説明を終わります。

説明した3件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

板垣職務代理

それでは、議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

しばらくしてないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定をいたします。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いいたします。

中村次長

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

4ページ御覧いただきたいと思っております。番号1、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、土地につきましては1筆、190平米、転用目的は駐車場及び庭敷地、契約は贈与、農地区分は第3種農地でございます。備考としましては、申請者はこのたび申請地の隣地の住宅を購入することとしたが、住宅には駐車スペース等がなかったため、申請地を駐車場や庭として使用するため、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（近隣商業地域）に位置し、住宅が建ち並ぶ市街化の傾向

が著しい区域にある農地です。駐車場はコンクリート敷き2台、庭128.26平米、始末書添付でございます。

始末書につきましては、読み上げさせていただきます。私、〇〇〇〇は、平成8年4月に父、〇〇〇〇より相続いたしました岩船上町〇〇〇〇の農地を駐車場及び庭として利用しており、農業委員様から農地を農地以外として利用する場合にはあらかじめ農地法の手続が必要である旨の指摘をいただきました。駐車場は、生前父が整備したもので、当時私は学生であり、農地法の制限等の詳細について把握しておりませんでした。また、駐車場整備後、数年後の庭の造成については、父が病気で車椅子生活になり、庭に出たいとのたつての希望もあり、離れの増築と同時期に築庭したものであります。このような事態を招いたことは、農地法について知識がなく、事前に農業委員様への相談や確認を怠ったことが原因であったと深く反省しております。今後は、このような不手際がないよう農地法及び関係法令を遵守し、貴職のご迷惑とならないよう徹底いたしますので、何とぞ寛大なる処分を賜りますよう切にお願い申し上げますということで始末書が付されております。

続きまして、下段、番号2、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、土地につきましては2筆でございます。田1筆、畑1筆で合計388平米でございます。転用目的は集合住宅建築敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円、農地区分といたしましては第3種農地。備考としましては、申請者は申請地を集合住宅建築敷地として使用したく、転用申請するものです。なお、申請地は500メートル以内に2以上の医療施設があり、上下水道管が埋設された道路の沿道に位置する農地です。木造2階建て1棟、建築面積111.55平米、部屋数としては6部屋を予定しております。

続きまして、右側、5ページ御覧いただきたいと思っております。番号3、貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇が2分の1ずつの所有となっております。借人が同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの娘さんの夫ということでございます。土地につきましては1筆、181平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は使用貸借、農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、現在住んでいるところの近くで土地を探していたところ、申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に存在する小集団の生産性の低い農地です。木造2階建て1棟、建築面積67.13平米でございます。

続きまして、下段、番号4、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、土地につきましては1筆、165平米、転用目的は駐車場敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者は現在埼玉県に住んでおり、申請地の隣地にある実家や墓の管理のため、自家用車で帰省している。しかし、実家には駐車スペースがないことから、このたび申請地を駐車場として使用するため、転用申請するものです。なお、申請地は集落内に位置する生産性の低い農地です。駐車場、砂利敷き3台となっております。

続きまして、6ページ御覧いただきたいと思います。番号5、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、土地につきましては1筆、631平米でございます。転用目的は堆肥舎及び乾燥施設建築敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円となります。農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者はこのたび事業規模拡大のため、堆肥舎等の増設が必要になったため、転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。堆肥舎1棟、建築面積677.85平米、乾燥施設1棟、建築面積570.00平米でございます。

こちらにも始末書添付されておりますので、読み上げさせていただきます。このたび堆肥舎の敷地として塩野町の土地を購入しましたが、登記上の地目が原野であり、かつ樹木が繁茂した現況であったため、農地法の規制が及ばない土地であるものと考え、当方所定の許可を取得することなく、建物を建築してしまいました。このことは、土地を購入する際の調査が不足していたことが原因であります。無断転用を行い、貴委員会からご指導を受けるに至ってしまったことを大変深く反省しております。今後は、このような行為を二度と行わないことを固くお約束するとともに、農地法、その他の関係法令及び公害防止協定を確実に遵守し、貴職並びに施設周辺の住民及び営農者様のご迷惑とならぬように十分注意して操業いたしますので、何とぞ寛大なるご措置を賜りますようお願い申し上げます。こちらのほうは、原野となっていたことにつきまして、一応法務局のほうに確認させていただきました。そうしましたところ、農地解放に係るものであり、国有地の原野を開墾地として売り渡したものであることから、農地法の制限がかかっておりますということでもございました。

続きまして、6番から8番が同じ場所の案件でございます。番号6、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇でございます。土地につきましては5筆、10,833平米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール当たり対価が〇〇〇〇円でございます。農地区分は農振農用地にある農地。備考としましては、一時転用、利用期間は許可の日から令和8年10月15日までの3年間となっております。全体計画といたしましては21,681平米、うち農地が21,670平米、関係者は4名でございます。

続きまして、右側、7ページ御覧いただきたいと思います。番号7、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇の6番と一緒にございます。土地は1筆、5,419平米、転用目的以下はナンバー6と同じであるため、省略させていただきます。

続きまして、下段の8、貸人〇〇〇〇、借人が同じく〇〇〇〇でございます。土地につきましては1筆、面積5,418平米、転用目的以降は省略させていただきます。こちらの〇〇〇〇円というのは、通常〇〇万円で、大体土地代と耕作の補償で〇〇万なんですけれども、今回時期がちょっとずれる可能性があるということで、3か年分、追加は各〇〇万円というふうに聞いております。その〇〇万円を追加した額というふうに聞いておりました。

それでは、位置について説明させていただきます。次のページ、8ページ御覧いただきたいと思います。番号1、図面左上から右下方向に通っている道路が主要地方道新潟新発田村上線でご

ざいます。この道路沿いの図面上段には岩船小学校、下段には岩船保育園がございます。図面中央に太線で囲まれているところが今回の申請地となります。

続きまして、右側、9ページ御覧いただきたいと思います。番号2の案件でございます。図面右上から下段中央に通っているのが国道7号です。図面左下に村上城跡がございます。図面中央やや右側、7号線沿いに太線で囲まれております2筆が今回の申請地となっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、10ページ御覧いただきたいと思います。番号3の案件でございます。図面中央にある集落が七湊集落でございます。図面中央よりやや右側から縦方向に通っているのがJR羽越本線でございます。また、その隣から左下方向に通っているのが県道岩船港線でございます。図面中央下段に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、右側、11ページ御覧いただきたいと思います。番号4の案件でございます。図面右側を縦方向に通っているのが国道345号、図面中央に、平林小学校がございます。図面左側中段に太線で囲まれているところがこのたびの申請地でございます。

続きまして、次のページ、12ページ御覧いただきたいと思います。番号5の案件でございます。図面右下、少しだけ見えておりますのが国道7号でございます。図面右上に塩野町川が流れております。図面左上に太線で囲まれているところがこのたびの申請地となっております。

続きまして、最後、右側を御覧いただきたいと思います。6番から8番の案件でございます。図面中央にある集落が鳥屋集落でございます。図面右上には荒川ゴルフ場がございます。ゴルフ場の下側に太線で囲まれております7筆が今回の申請地です。

説明は以上でございます。

板垣職務代理

それでは、質疑の前に5条申請の番号1番から8番まで、事前に調査をお願いしてありますので、現地調査報告をお願いいたします。

まず、1番につきまして、大野章委員。

大野 章委員

2番、大野です。議案第2号、番号1番について現地調査報告を行います。

9月8日午前9時、岩船公民館集合により、農業委員4名、最適化推進委員2名、事務局中村次長により現地調査を行いました。同所で中村次長から概要の説明を受け、移動し、譲渡人の〇〇〇さんの立会いで調査を行いました。このたび空き家となっていた住宅を、釣りが趣味でこちらを別宅として利用したいという譲受人に売却し、その住宅の裏側にある庭と駐車場を贈与するというにしました。その際にその庭と駐車場の場所が農地であったということが分かりまして、今回始末書を添付した上で申請をしたものです。須藤さんの親の代で、50年以上も前に施工されたもので、本人も分からずにいたとのことでありました。大変申し訳なかったということ

で丁寧に経過と現状を説明してくださいました。始末書の添付もされ、空き家問題解消の一助にもなるということもあり、出席委員全員やむを得ないのではないかという意見でありました。ご審議をお願いいたします。

板垣職務代理

ありがとうございました。

それでは、引き続き番号2番につきまして、議席番号15番、佐藤裕介委員よりご報告をお願いいたします。

佐藤裕介委員

15番、佐藤です。番号1の岩船上町、新町、集合住宅建築敷地の現地調査をしてきましたので、報告します。

新町では、遠藤司法書士の立会いの下、現地確認を行いました。申請地は、国道7号に近く、大型商業施設の入り口に面しているところで、周りは商業施設や住宅に囲まれているところです。何年も耕作されていなかった様子で、木を伐採した跡がありました。面積も小さいので、生産性も低いと見てまいりました。委員全員許可相当との意見となりました。ご審議よろしくお願ひします。

板垣職務代理

ありがとうございました。

それでは、番号3番と4番について、議席番号18番、大倉毅委員、ご報告をお願いいたします。

大倉 毅委員

18番、大倉です。農地法第5条申請の議案番号3番につきまして、9月11日に現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

当日は、午前9時に神林支所において、農業委員4名、最適化推進委員4名、事務局からは中村次長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けた後、現地に移動し、確認を行いました。現地では、申請人である〇〇〇〇氏、代理人の竹内行政書士、建築を担当する新和建設の立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、このたび住宅の建築を計画するに当たり、現在住んでいる地域で土地を探していたところ、家族が所有する土地が条件に合ったことから、転用申請するものです。申請地は集落内に位置する農地で、隣接する農地は貸人である家族が所有する農地のみで、ほかにはありません。汚水処理等につきましては、道路に上下水道管が埋設されていることから、そこへの取付けを計画しております。また、敷地内の雨水排水につきましては、市道の側溝へ接続するとのことでありました。以上、現地調査の結果から、地域としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、農地法第5条申請の議案番号4番につきまして、今ほど報告いたしました番号3

の案件の後、塩谷地区へ移動し、現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。現地では、代理人の遠藤行政書士立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、現在〇〇〇〇に住んでおりますが、両親と兄が住んでいた家がこのたび転用申請した申請地の脇にあります。父、兄は既に他界しており、母は〇〇〇〇の施設に入所しているため、塩谷の家やお墓の管理を申請人が全て行わなければならない、定期的に自家用車で帰省しているとのこと。しかし、この住宅には駐車場がないため、帰省するたびに向かいにあります〇〇〇〇の敷地に止めさせてもらっています。また、定年を迎える3年後には塩谷に引っ越すことも考えており、そのため駐車場を確保する必要が生じたことから、転用申請するものです。申請地は、集落内に位置する農地で、隣接する農地はあるものの、汚水等が発生する施設はなく、また舗装せずに砂利を薄く敷くとのこと。雨水排水は地下浸透での対応とのこと。また、盛土は道路への出入りのためのスロープ部分のみであり、隣地との境には緩衝帯を設けることから、周囲への土砂の流出などの発生はないと確認いたしました。

以上から、地域としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

板垣職務代理

ありがとうございました。

それでは、番号5番につき議席番号19番、富樫与志栄委員、報告をお願いいたします。

富樫与志栄委員

19番、富樫です。朝日地域では、農地法第5条の申請がありました番号5番について現地調査を行いましたので、報告いたします。

このたびの転用申請は、事業規模拡大に伴い、堆肥舎及び堆肥乾燥施設の建設を行うために転用するものであります。この施設にはトイレや台所などの汚水排水が出る設備はないとのこと。雨水排水については場内で地下浸透させるとのことでした。なお、申請地には隣接する農地はありません。

また、始末書についてですが、議案の説明の中でも説明がありましたが、地目は原野であるものの、所有権の移転登記や転用を行うには農地法の手続が必要な土地であり、その手続をしないまま施設を建設した案件であります。このことについて先方へ厳しく注意したところ、農地法を十分理解していなかったことが原因であり、今後このようなことを起こさないよう十分注意いたしますとの謝罪がありました。

なお、本案件に関する法令の許認可等について確認したところ、公害防止協定について松岡集落区長並びに塩野町集落区長より同意をいただき、市を含めた4者で協定は既に締結したとのことでありました。この案件は、実は当初、まず8月に申請がありました。そのため、8月8日に現地調査を実施しましたが、その際乾燥施設からの鶏ふんの飛散対策や排水処理について、現地

立会いに出席した代理人からは詳細な説明を受けることができなかつたため、改めて8月21日に施設の管理者であるあさひエッグファームの藤間副社長に出席いただき、飛散防止対策等についてヒアリングを実施いたしました。ヒアリングのときには、主に内容としましては隣接する農地はないものの、周辺農地への影響がないか、特に排水系統の確認を行いました。また、要望として、乾燥施設から鶏ふんが飛散した場合の対応として、飛散防止ネットの機能の拡充、新たに建設された施設周りへの排水路の新設、その水路の流末への沈殿槽の追加などを要望いたしました。先方からは、設置の時期などについてその場での回答ができないことから、9月12日に再度ヒアリングを行うこととし、併せて現地調査を行いました。施設からの排水について、全て現地にて確認を行い、用水路への流入はなく、周囲の農地への影響がないことを確認いたしました。要望をしまして新たに建設された施設周りの排水路の設置や沈殿槽の設置については、これから設計に取りかかり、設計完了後すぐに工事に取りかかるとのことでした。また、飛散防止ネットについては既に高さが3倍近くになっており、設置し直されておりました。

以上のことから、このたびの転用申請については、朝日地域としてはやむを得ないとの意見になりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

板垣職務代理

ありがとうございました。

それでは、議案番号6番から8番につきまして、議席番号4番、高橋大亮委員、報告をお願いいたします。

高橋大亮委員

4番、高橋です。議案第2号、番号6番から8番までの現地調査を実施いたしましたので、報告いたします。

今月の8日午後1時15分に荒川支所において、農業委員3名、推進委員2名が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。その後現地へ移動し、申請者である〇〇〇〇さん立会いの下、申請内容について確認を行いました。この地域では、現在5か所許可を受け、砂利採取をしておりますが、このうち2か所は今回の申請箇所が開始する前に終了するとのことでありました。また、今までに許可した場所において周囲の方からの苦情はありませんでしたが、引き続き一般車両等の通行には十分配慮することを付け加えまして、当地域ではこのたびの転用申請は許可すべきものとの意見になりました。ご審議をよろしく願います。

板垣職務代理

ありがとうございました。

それでは、これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。ございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

無いようであります。

農地法第5条の規定による許可申請については、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。事務局は説明してください。

小田副参事

それでは、14ページ御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定についてご説明いたします。

今月は、賃貸借の設定が7件、贈与が2件、売買の案件が1件でございます。その後、機構関連の説明をさせていただきます。

それでは、番号1番からです。番号1番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、1,835平米、賃借権の設定、期間は5年間、対価は全面積で10,000円、新規の設定でございます。

以降、番号7番まで賃借権の設定でございます。

15ページ、番号8番からが贈与の案件でございます。番号8番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、面積が431平米、所有権の移転、贈与、現在近くを耕作している方へ譲渡ししたいものでございます。

次のページをご覧ください。番号9番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田13筆、畑2筆、合わせまして29,516平米、祖父からお孫さんへの贈与でございます。

番号10番、売買の案件でございます。譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、面積が4,983平米、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置の説明をいたします。ページめくっていただきまして、20ページ御覧ください。20ページ、ページ左側が浜新田の集落でございます。右側が緑町、右下には中央自動車学校がございます。ページ中央やや上側に太く囲った1筆がございます。こちら議案第3号、番号8番の位置図になります。

続きまして、21ページ、22ページと2ページにまたがります。ページ中央にJR羽越線ございまして、右側に高速道、国道7号、下助淵集落がございます。ページ左側になります助淵川、石川の合流付近に上下に4筆太く囲った場所がございます。これと、ページめくっていただきまし

て、先ほどのページの右側の地図になります。ページ中央に1筆と、下助淵集落南側に8筆、東側に2筆、太く囲ってございます。先ほどのページと併せまして議案第3号、番号9番の位置図でございます。

最後に、23ページ御覧ください。ページ右上に荒川地区中倉集落ございます。中倉集落から烏川を挟んで左下側に1筆太く囲った場所がございます。こちら議案第3号、番号10番の位置図でございます。

以上で位置図の説明を終わります。

板垣職務代理

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について、番号1番から10番について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。ございませんか。

（発言する者なし）

板垣職務代理

無いようでありますので、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について、番号1番から10番を承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

板垣職務代理

ありがとうございます。

異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について、番号1番から10番までについては承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、番号11番以降について質疑に入ります。それでは、今ほど申し上げました件につきまして説明をお願いいたします。

近藤副参事

続きまして、24ページ番号11番を御覧ください。ここからは、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしくお願いたします。今回は、使用貸借12件、賃貸借12件、合計24件です。全て館腰第1、2地区内の用地の貸借でございます。

それでは、番号11番、貸人〇〇〇〇、借人公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積518平米ほか13筆、計10,734平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が20年間、新規の農地中間管理事業となり、改良区費は貸人負担でございます。

続いて、番号12番、貸人公益社団法人新潟県農林公社、借人〇〇〇〇、内容については番号11番と同様でございます。

ここから26ページ、番号20番までが使用貸借の案件となっております。

続きまして、27ページ、番号21番、貸人〇〇〇〇、借人公益社団法人新潟県農林公社、土地の

表示、〇〇〇〇、地目、田、地積407平米ほか1筆、計2,487平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が20年間、借賃が10アール当たり〇〇〇〇円、新規で、改良区費は貸人負担でございます。

続いて、番号22番、貸人公益社団法人新潟県農林公社、借人〇〇〇〇、内容については番号21番と同様でございます。

ここから29ページ、番号32番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

板垣職務代理

ありがとうございました。

それでは、質疑に入るわけではありますが、最初に24ページ、番号12番についてですが、佐藤裕介委員は議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(15番 佐藤裕介君退席)

板垣職務代理

それでは、番号12番につき質疑に入ります。ご意見ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

板垣職務代理

特にないようでありますので、番号12番を承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

ありがとうございます。

異議なしと認め、番号12番については承認することに決定をいたします。

(15番 佐藤裕介君着席)

板垣職務代理

佐藤委員、番号12番、承認することに決定いたしました。

佐藤裕介委員

どうもありがとうございます。

板垣職務代理

次に、29ページ、番号30番、佐藤昌夫委員、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

板垣職務代理

まだお見えになっておりません。遅参ということですので、ではそのまま審議に入ります。

それでは、番号30番につき審議に入ります。ご意見がございましたらお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

特にないようでありますので、番号30番を承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

異議なしと認め、番号30番については承認することに決定いたします。

それでは、今ほど承認いただきました番号12番、30番を除いて質疑に入ります。ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

板垣職務代理

特にないようでありますので、番号12番と30番を除いて承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

ありがとうございます。

異議なしと認め、番号12番と30番を除いて承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

中村次長

議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について説明いたします。

30ページ御覧いただきたいと思えます。こちらの案件につきましては、千縄地区で現在実施しております中山間地域農業農村総合整備事業の予定区域内にある雑種地等を追加編入するものでございます。

番号1、申請人は千縄区長〇〇〇〇、土地につきましては30ページから31ページまで全46筆、2,246.94平米でございます。地目ごとの内訳といたしましては、公衆用道路21筆といたしまして、面積768.31平米、雑種地が16筆、面積992.06平米、原野が5筆、350.57平米、山林が3筆、91平米、用悪水路が1筆、45平米となっております。

続きまして、位置について説明いたします。次のページ、32ページ御覧いただきたいと思えます。図面左上から右下方向に通っているのが県道鶴岡村上線でございます。それと並行して流れ

ているのが三面川でございます。図面中央に千縄集落、その右下に荃太集落がございます。県道沿いや集落前の太線で囲まれている46筆が申請地でございます。

説明は以上です。

板垣職務代理

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に、農地利用計画の現地調査報告をお願いしてありますので、ご報告をお願いいたします。

佐藤健吉委員、お願いいたします。

富樫与志栄委員

佐藤委員がちょっと今体調不良で席外しましたので、私が代わりに説明します。

板垣職務代理

はい、お願いします。

富樫与志栄委員

19番、富樫です。議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について、現地調査をいたしましたので、報告します。

日時は令和5年9月12日午前9時、朝日支所会議室、出席委員が農業委員4人、最適化推進委員5人、計9名でありました。出席した職員は、事務局としまして中村次長、それから説明員としまして高橋みらい農業創造推進室長であります。最初に、中村次長より申請の概要について説明を受け、その後高橋室長から詳細な説明を受けました。申請の内容は、千縄地区の中山間地域農業農村総合整備事業が採択され必要な調査、設計等、事業が施行されそれに伴い、事業の実施要綱で計画区域内の登記簿及び登記されている雑種地、原野、用悪水路、公衆用道路等を村上農業振興地域整備計画でなければ事業対象にならないということでもあります。そのことから、申請地46筆、2,246平米について農業地域内の土地でなければなりません。事業実施に当たり、農用地区域への編入申請であります。最初に、航空写真で確認し、その後現地に出向き、地元担当委員の説明を受け、詳細に区域等を確認いたしました。また、県の意見としては、村上農業振興地域整備計画の変更は特に問題なく、千縄地域は中山間地域では場条件も悪く、早急に事業推進を図るべきとの意見であります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

以上です。

板垣職務代理

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に議席番号14番、田村昭一委員、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

板垣職務代理

それでは、議案第4号につき質疑に入りますが、ご意見、ご質問のある方いらっしゃいますか。
(発言する者なし)

板垣職務代理

しばらくしてないようであります。議案第4号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付については、特にご意見がないようでありますので、申請のあった計画の変更については適当であるというふうに記載し、意見書を提出させていただきます。異議なしと認めた上で、「異見なし」と交付することに決定をいたします。

田村委員、入室してください。

板垣職務代理

田村委員、議案第4号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付については、「異見なし」と交付することに決定をいたしました。

それでは次に、日程5、その他。議題に関して何か皆様から。

(発言する者なし)

板垣職務代理

特にないようでありますので、議事は以上といたします。

午前10時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時50分～午前10時00分

・協議、連絡事項ほか

時に午前10時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和5年9月25日

村上市農業委員会
会長職務代理者

同議事録署名委員
委員
委員